

○横須賀市ドメスティック・バイオレンス防止ネットワーク連絡会設置要綱

平成25年4月1日

(設置)

第1条 横須賀市におけるドメスティック・バイオレンス(夫婦、恋人等の親密な関係において行われる身体的、精神的、経済的等の強制)の防止、被害者への円滑かつ安全な対応及び支援体制の構築を目的とした情報交換を行うため、ドメスティック・バイオレンス防止ネットワーク連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

(構成)

第2条 連絡会は、別表に掲げる組織に属する者をもって構成する。

(会議)

第3条 連絡会の会議は、民生局こども家庭支援センターこども家庭支援課長(以下「こども家庭支援課長」という。)が招集する。

2 会議の議事は、こども家庭支援課長が行う。

(庶務)

第4条 連絡会の庶務は、民生局こども家庭支援センターこども家庭支援課において行う。

(その他の事項)

第5条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、こども家庭支援課長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

神奈川県女性相談所 神奈川県立かながわ男女共同参画センター 横須賀市医師会 市内  
警察署 弁護士 市立学校長代表 市長室人権・ダイバーシティ推進課 民生局福祉こ  
ども部生活支援課 民生局健康部地域健康課 民生局健康部保健所保健予防課 横須賀市児  
童相談所 その他市長が必要と認める関係機関